



## 第 5 章 死亡したとき

### 葬儀を行ったとき

担当  
部署

医療保険課  
給付担当



03-5320-7326 (内線57-231~5)



s9000064@section.metro.tokyo.jp

### 埋葬料・家族埋葬料（地方公務員等共済組合法第65条、第66条）

埋葬料は、組合員が公務外で死亡した場合に被扶養者又は葬儀を行った方へ支給します。

家族埋葬料は、当共済組合の被扶養者の認定を受けた方が死亡した場合に支給します。実際に扶養している家族であっても、当共済組合の被扶養者として認定を受けていない場合は支給されません。

また、後期高齢者医療制度の適用を受ける方<sup>※</sup>は同制度の支給対象なので、共済組合の支給対象外です。埋葬料・家族埋葬料については市区町村の後期高齢者医療制度担当部署にお問合せください。

※ 75 歳以上又は 65 歳から 74 歳で一定の障害の状態にある方。

区 分	埋 葬 料		家 族 埋 葬 料
	被 扶 養 者 が い る 場 合	被 扶 養 者 が い な い 場 合	
支 給 要 件	組合員が公務によらないで死亡したとき		被扶養者として認定された家族が死亡したとき
支 給 金 額	法定給付（定額 5 万円） 附加給付（定額 5 万円） <b>合計 10 万円</b>	<input type="radio"/> <b>埋葬に要した費用<sup>※</sup> &lt; 10 万円</b> 実際に要した費用に当たる金額が支給されます。 <input type="radio"/> <b>埋葬に要した費用 ≧ 10 万円</b> <b>10 万円が支給されます。</b> <small>※ 祭壇料、霊柩車代、埋（火）葬料、供物及びお経代等が対象。葬祭時の飲食費等及び消費税は対象外</small>	法定給付（定額 5 万円） 附加給付（定額 5 万円） <b>合計 10 万円</b>
支 給 対 象 者	被扶養者	実際に埋（火）葬を行った方	組合員
請 求 者	被扶養者	実際に埋（火）葬を行った方	組合員
請 求 書 類	<b>埋葬料同附加金家族埋葬料同附加金請求書（様式第 10 号）</b>		
添 付 書 類	1 市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し） →上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。 2 <a href="#">口座振込依頼書</a> [短期給付金用]	1 市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し） →上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。 2 <b>埋葬に要した費用の領収書（写し）及び明細書（写し）<sup>※</sup></b> <small>※ 祭壇料、霊柩車代、埋（火）葬料、供物及びお経代等の領収書。葬祭時の飲食費、香典返し等の領収書は、不要です。</small> 3 <a href="#">口座振込依頼書</a> [短期給付金用]	市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し） →上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。

区 分	埋 葬 料		家族埋葬料
	被扶養者がいる場合	被扶養者がいない場合	
必要な場合 の書類	<b>証明願が必要な場合</b> 組合員であった者が、 <b>資格喪失後3か月以内</b> に死亡した場合の埋葬料		<b>証明願が必要な場合</b> 被扶養者として認定されていた者が <b>認定後3か月以内</b> に死亡した場合の家族埋葬料
	<b>証明願</b> （詳細は、備考1参照） ○勤めていた会社の証明ではなく、 <b>加入していた保険者の証明</b> です。		
	<b>事故報告書</b> 事故（自殺を含む。）による死亡の場合は、 <b>事故報告書</b> を添付してください。		
提出先	所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して請求してください。 任意継続組合員は、旧所属の証明は不要ですので、直接給付担当宛てに請求してください（郵送可）。		
支給方法	1 振込日	<b>毎月 5日までに</b> 当共済組合において収受・決定したものは原則として <b>当月 25日</b> <b>毎月 20日までに</b> 当共済組合において収受・決定したものは原則として <b>翌月 10日</b> （金融機関が休みのときは、翌営業日） なお、組合員死亡の場合は、組合員資格喪失登録完了後、また、被扶養者死亡の場合は、被扶養者抹消登録完了後に処理を行うため、振込みが遅くなる場合があります。	
	2 振込先	届出済みの組合員の個人口座です。個人口座を届け出していない場合は所属口座となります。 振込口座が不明な場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にお問合せください。 本人死亡の場合、口座振込依頼書で指定した口座に振込まれます。	
時 効	給付事由が生じた日の <b>翌日から2年</b> が請求期間です。 この間に請求をしなかったときは、時効によって給付を受ける権利を失います。		
備 考	<b>1 他保険の証明</b>		
	区 分	給 付	
	組 合 員	資格喪失後3か月以内に死亡した場合は、埋葬料を支給します。 ただし、退職後死亡するまでの間に他の共済組合（健康保険）の組合員（被保険者）となっていた場合は、資格喪失後に加入した健康保険制度からの給付があるため、当共済組合の給付は受けられません。	
被扶養者	被扶養者として認定された日から3か月以内に死亡した場合で、その被扶養者が認定前に他の共済組合（健康保険）の組合員（被保険者）であった場合は、以前に加入していた健康保険制度から給付を受けられます。		
組合員の資格喪失後、3か月以内に死亡した場合及び被扶養者として認定された日から3か月以内に死亡した場合の請求については、 <b>組合員が他の保険者への請求権を放棄したことをその保険者が証明した書類</b> を提出してください。 なお、国民健康保険に加入していた場合は、他保険者の給付が優先されるため、国民健康保険の加入期間のみ記載してください。			

備 考	2 支払未済の給付について	
	要件	死亡した組合員が支給を受けることができた医療費等給付金で支払を受けなかったものがあるとき。
	請求権者	死亡した組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、又はこれらの者以外の3親等内の親族のうち最も先順位であり、死亡の当時組合員と生計を共にしていた者
	請求書類	各種給付金所定の請求書類（対象となる給付金が高額療養費等の医療費の場合は不要）
	添付書類	1 <a href="#">口座振込依頼書</a> [短期給付金用] 2 死亡した組合員と請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本等 3 死亡した組合員の死亡の当時生計を同じくしていたことを証する住民票除票等 4 その他必要な資料（上記2・3が提出できない場合にはお問合せください。）
注意	1 死亡前に入院していた等により高額療養費等の払戻金が生じうる場合には、埋葬料の請求と併せて上記添付書類を提出してください。 2 埋葬料の請求者と支払未済の給付の請求権者が異なる場合があります。	

\* 埋葬料・家族埋葬料は**非課税**です。

\* 東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、手続等の窓口が総務事務センターになる場合があります。詳しくは総務事務センターヘルプデスク（03-6258-0685）にお問合せください。

## 弔慰金・家族弔慰金

災害によって死亡した場合の弔慰金・家族弔慰金については、第3章を参照してください。

## 遺族に対する年金

死亡した方によって生計を維持されていた遺族の方に支給される遺族年金については、第8章を参照してください。